

一般財団法人 秋田陸上競技協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人秋田陸上競技協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田県の陸上競技界を統轄し、かつこれを代表する団体として、公益財団法人日本陸上競技連盟に加盟し、秋田県の陸上競技の普及と振興、並びに競技力向上を図り、もって、秋田県のスポーツ文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 陸上競技における諸計画を実施し、その技術を指導すること
- (2) 秋田県における陸上競技の大会及び記録会等の開催に関すること
- (3) 陸上競技に関する講習会・研修会の開催による指導者及び公認審判員の養成に関すること
- (4) 秋田県代表選手の選定および派遣に関すること
- (5) 秋田県における陸上競技場の公認検定並びに競技会記録の公認を公益財団法人日本陸上競技連盟への申請に関すること
- (6) 秋田県における陸上競技の優秀選手並びに陸上競技の発展に貢献した功労者の顕彰に関すること
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

第3章 財産及び会計

(設立者の氏名及び所在地並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

- (1) 設立者 秋田陸上競技協会
所在地 秋田市土崎港北一丁目12番36号
拠出財産及びその価額 現金 50万円
- (2) 設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
拠出財産及びその価額 現金 250万円

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年事業年度開始の前日まで
に会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も
同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備
え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類
を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定
時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類に
ついては承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類および定款を主たる事務所に5年間備え置
く。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に、評議員10名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人の理事または監事を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す
る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任
した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任
により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで評議員としての権利義
務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用
は別途支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、評議員のうちから議長1名及び副議長1名を選出する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の帰属
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第18条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全

員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに評議員会に出席した評議員のうちから選出された2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(種類及び定数)

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事13名以上45名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち会長1名、副会長6名以内、理事長1名、副理事長3名及び常務理事若干名を置くこととし、いずれも業務執行理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とする。

4 会長が必要と認めた場合に限り、エグゼクティブ・アドバイザー（以下「EA」という）を指名し、評議員会や理事会等に出席させることができる。

ただし、EAは理事の資格を有しないこととする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事の選任は、評議員会の決議により行う。

2 会長、副会長、及び業務執行理事は、理事会決議により選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務執行理事は、常任理事会を組織し、理事会において別に定めるところにより、この業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行状況及び財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要に応じて意見を述べる。

3 監事は、必要に応じて、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次の事項に該当する時、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、解任にあたっては弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなと認められたとき
- (3) その他に役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用は別途支払うことができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (3) 評議員会に付議すべき事項の決定
- (4) 評議員会の議決した事項に関する執行
- (5) 理事の職務執行の監督
- (6) 会長、副会長、理事長及び副理事長、常務理事の選定及び解職
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集及び通知)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別な利害関係を有する理事を除く理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した時は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問

(顧問)

第38条 この法人の業務を円滑に執行するために、顧問を若干名を置くことができる。

2 顧問は、この法人の会長、副会長、理事長等の経験者で陸上競技界に特に貢献のあった者、または当法人に対して特に貢献のあった者の中から会長の推薦により理事会において決議し、会長が任免する。

3 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 顧問は、無報酬とする。

第9章 委員会

(専門委員会)

第39条 この法人の事業を推進するために、専門委員会を置くことができる。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第40条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱及び解職する。

- 4 前項以外の事務局員は、会長が任命する。
- 5 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第10条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(余剰金の処分)

第44条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 雑則

(雑則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成28年(2016年)3月31日までとする。
- 3 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする

下川原 常 雄	戸 嶋 悦 男	大 村 幸 信	佐々木 克 広
草 皆 英 弥	中 川 衛	伊 藤 俊 彦	藤 田 永 孝
佐 藤 和 明	照 井 匡 毅	小 野 巧	米 澤 喜 彦
藤 井 慶 博			

4 法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

羽 角 光 一	北 林 强	藤 田 登	岸 肇
佐 藤 隆	岸 部 良 作	橋 本 鎮 雄	長 内 昭 継
虻 川 慶 市	鈴 木 俊 光	高 橋 誠	近 野 清 作
草 間 英 男	笹 渕 兼 一	渡 邊 久 人	小 野 秀 一
川 尻 英 二	須 田 重 博	加 藤 貞 純	村 岡 洋 志
小 松 文 雄	大 須 賀 浩	金 宏 明	菅 原 徹
武 石 林 太 郎	駒 野 仁 彦	長 澤 光 雄	伊 藤 雅 博
佐々木 勝 利	高 橋 和 夫	長 沼 優	山 村 拓
日 景 輝 雄	渡 邊 朋 雄	小 野 総 志	二 木 聡 子
井 田 隆 夫	南 都 勲	成 田 聡	伊 藤 健 一

(2) 設立時代表理事

羽 角 光 一

(3) 設立時監事

鈴 木 芳 郎 鈴 木 義 則

5 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他の法令による。

以上、一般財団法人秋田陸上競技協会の設立のため、設立者秋田陸上競技協会及び公益財団法人日本陸上競技連盟は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成27年2月22日

設立者 秋田陸上競技協会
代表者 会長 羽 角 光 一

設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟
代表者 代表理事 横 川 浩

附 則 この定款は、平成31年4月21日から施行する。(第9条第1項改正)

附 則 この定款は、令和2年4月18日から施行する。(第38条第2項改正)

附 則 この定款は、令和8年4月13日から施行する。(第5条改正)